

あなたや家族の戸籍や住民票を誰かが取得したことを、お知らせする制度があります。

事前に登録すると、代理人や第三者へ住民票の写し等が交付されたとき市役所からお知らせを受け取ることができる唯一の制度、それが本人通知制度です。

本人通知制度に登録したらどうなるの？

住民票の写しなどは法に基づく正当な理由があれば本人や家族以外の第三者も取得できるため、そのルールを悪用した不正取得による人権侵害や犯罪被害があとを絶ちません。登録者になれば、通知を受け取ることで万が一の不正取得をいち早く発見でき、人権侵害等を防ぐことができます。

対象の証明書は？

- | | |
|-------------------|------------------|
| ■住民票の写し（除票を含む） | ■住民票記載事項証明書 |
| ■戸籍謄抄本・原戸籍（除籍を含む） | ■戸籍の附票の写し（除票を含む） |

どんな人が登録できるの？

宍粟市に住民登録又は本籍がある人（過去にあった人も含む）

(注意)

不正取得のお知らせではありません。

住民票の写し等の交付そのものを止めるものではありません。

住民票の写し等の交付の可否を事前登録者に通知する制度ではありません。

登録方法は裏面をご覧ください

1 事前登録申出（登録無料、更新手続は不要です）

- 通知を希望される人から申出を受け登録します。
- 市民生活部市民課市民係、各市民局まちづくり推進課市民係で登録できます。
- 市外にお住まいの人や病気等の事情で窓口にお越しいただけない方は、郵送での申出も可能です。一番下の問合せ先にご連絡ください。

必要なもの	■ 宍粟市本人通知制度事前登録申出書 ■ 本人確認書類（官公庁が発行した免許証、マイナンバーカードなど） ■ 代理人申出の場合は、委任状、<u>委任した本人及び代理人両方の本人確認書類</u>
変更・廃止	婚姻や離婚などで登録内容（氏名・住所・本籍地など）に変更があった場合や、登録を廃止したい場合などは、必ず「宍粟市本人通知制度事前登録変更兼廃止申出書」を届出してください。 <u>※登録者が死亡、国外転出、居所不明により住民票が消除されたとき、通知の送付先が不明のときは、自動で廃止されます。</u>

申出書、委任状は市役所、市民局の市民係窓口にあります。市公式ウェブサイトからもダウンロード可。「宍粟市本人通知制度」で検索）

2 代理人又は第三者から、事前登録者について住民票の写し等の請求

3 窓口において、代理人又は第三者へ事前登録者の住民票の写し等の交付

4 市から事前登録者に交付事実を通知（これが「本人通知」です）

代理人又は第三者へ住民票の写し等を交付した場合は、事前登録者へ交付した事実を通知します。
（通知する内容）

- ①住民票の写し等を交付した年月日
- ②交付した住民票の写し等の種別及び通数
- ③住民票の写し等の交付を請求した者の種別
 - ・本人の代理人・本人以外（親族等）から委任を受けた代理人
 - ・第三者（個人又は法人）・第三者（八士業）

ご注意

- ・ 交付請求者が事前登録者本人の代理人である場合は、その代理人の氏名と住所を通知します。
- ・ 住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知しません。
- ・ 「八士業」とは、弁護士・司法書士・行政書士・弁理士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士をいいます。
- ・ 官公庁からの公用請求に対する通知は行いません。
- ・ 通知内容については、電話での照会はお受けできません。
- ・ 通知された内容について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により保有個人情報の開示請求を行うことができます。ご相談は下記までお問合せください。

お問い合わせ

電話：0790-63-3100 / ファックス：0790-63-2511

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地 6

宍粟市役所 市民生活部 市民課 市民係

（R6改訂版）